

## 武藏野市市民活動促進基本計画（仮称）策定委員会設置要綱

### （設置）

第1条 武藏野市第四期基本構想・長期計画及び武藏野市NPO活動促進基本計画に基づき、NPO団体、市民団体、ボランティア団体等の社会貢献的活動（以下「NPO活動」という。）を行う団体と行政とが、それぞれの特性を生かしながら、対等な立場でパートナーシップを発揮し、地域の課題及び公的サービスの提供に取り組む体制作りを進めることに伴い、市民活動の促進及び協働のあり方に関する市の目標及び方針を示した武藏野市市民活動促進基本計画（仮称）（以下「基本計画」という。）を策定するため、武藏野市市民活動促進基本計画（仮称）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （所管事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、及び検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 基本計画の策定に伴う理念及び方向性に関する事項
- (2) 基本計画における武藏野市の目標及び方針に関する事項
- (3) NPO活動を行う団体に対する支援機能に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### （構成）

第3条 委員会の委員は、次に掲げる8人以内の者をもって構成し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) NPO活動関係者
- (3) 公募による者
- (4) 行政関係者

### （委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成24年3月31日までとする。

### （委員長及び副委員長等）

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は資料の提供を求めることができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、武藏野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武藏野市条例第7号）第5条の規定により、市長が別に定める。

(ワーキングチーム)

第8条 委員会は、基本計画の策定に必要な事項の事務処理を行うため、委員会にワーキングチームを設置することができる。

(庶務)

第9条 委員会に関する庶務は、企画政策室市民協働推進課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月12日から施行する。